

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について

介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定をおこない、収入の3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を講ずるものである。

なお、令和4年2月より支給されていた処遇改善臨時特例交付金は、9月の交付期間満了をもって終了する。

【加算額】

対象介護事業所等の介護職員（常勤換算）1人当たり月額9,000円の賃上げに相当する額。対象サービスごと介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の介護報酬にその加算率を乗じて単位数を算出。

***事業所の職員配置状況、介護報酬によっては、職員に対して一律で月額9,000円の引き上げをおこなうものではありません**

【取得要件】

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
- ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3はベースアップ等に使用することを要件とする

※ 「基本給」のみならず「決まって毎月支払われる手当」の引き上げ

（処遇改善加算の要件）

- ・ 役職や職務に応じた賃金体系の整備
- ・ スキルアップのための研修や資格取得の支援
- ・ 経験やスキル・資格に応じた昇給の仕組み
- ・ 賃金以外の労働環境の改善

【対象となる職種】

- ・ 介護職員
- ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める

名東福祉会では・・・

「ベースアップ等支援加算手当」として支給します。

【支給要件】

- ・ 毎月のベースアップ等支援加算額の2/3以上を各職員の出勤日数および時間に応じて月額一律の金額を支給する
- ・ 毎月のベースアップ等支援加算額の1/3以下を一時金として支給する

- ・ 支給額については、加算額の変動が予想されることから、適宜見直しをおこない、制度が終了した時点で支給を停止する

【ベースアップ等支援加算の支給対象】

- ・ 法人が認める正規職員及び契約職員を対象者とする
- ・ 特定処遇改善加算の支給と同様に職員をグループ分けする

1. グループ分け

グループA：経験技能のある介護職員

(勤続10年以上、介護福祉士または社会福祉士、サービス管理責任者)

グループB：その他の介護職員

グループC：その他の職種（介護職以外の職員）

2. どのグループまで賃上げするか

介護職全員（A+B）

- ・ 各事業所分の介護職員等ベースアップ等支援加算をそれぞれの事業所職員に上記の配分ルールで支給する
- ・ 支給要件のとおり、ベースアップ支援加算額の2/3は勤務日数および時間に応じて月額一律に支給する
- ・ 支給要件のとおり、ベースアップ等支援加算額の1/3は一時金として勤務評価に応じて、評価額として支給する
- ・ Cグループは算定しない